住宅の省エネ・ゼロエネは3点セット

断熱による 暖冷房の負荷削減



高効率設備による 省エネ



太陽光発電による 創エネ









様々な施策が実施済

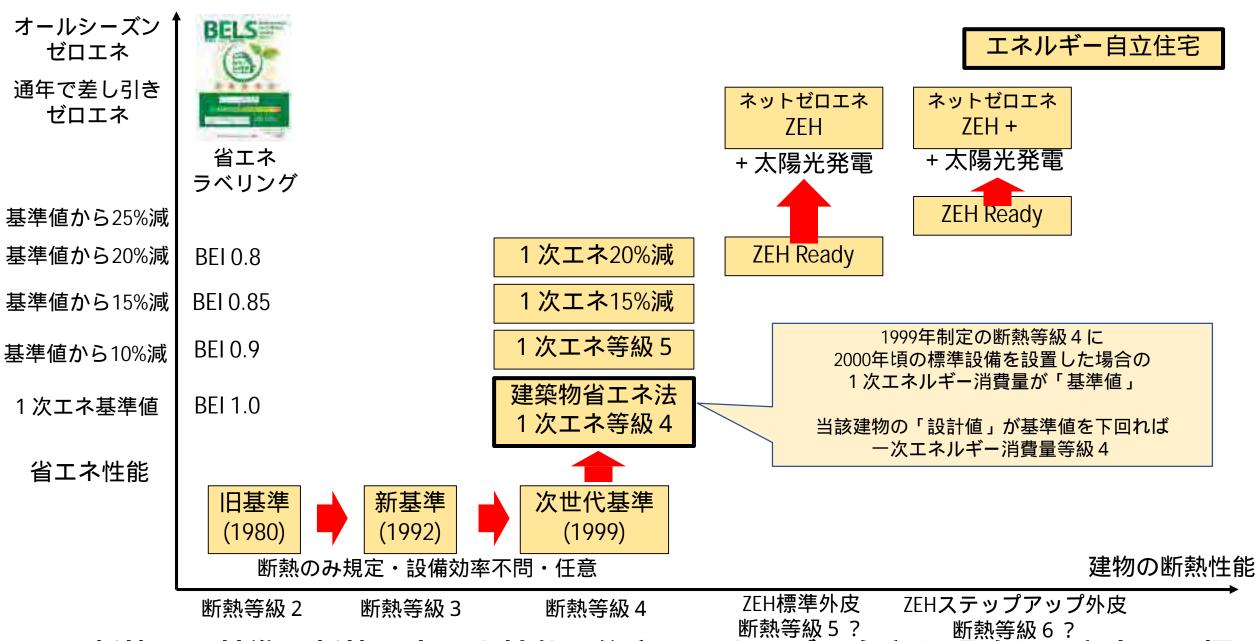
建築物省エネ法報告・説明義務化

トップランナー基準 大手供給者のみ対象 (分譲戸建・注文戸建・賃貸)

ゼロエネルギー住宅 Z E H 断熱 + 高効率設備 + 太陽光発電



住宅の省エネ 断熱×設備+太陽光発電



断熱のみ基準→断熱+省エネ性能→住宅のエネルギー自立を明確な国交省の目標に

旧基準 (1980)



新基準 (1992)



次世代基準 (1999)

断熱のみ規定・設備効率不問・任意

建物の断熱性能

断熱等級2

断熱等級3

断熱等級4

ZEH標準外皮 断熱等級5? ZEHステップアップ外皮 断熱等級 6 ?

建築物省エネ法の 断熱等級4と一次エネ等級4の両方 満たしていれば「省エネ基準適合」

1999年制定の断熱等級4に 2012(?)年頃の標準設備を設置した場合の 1次エネルギー消費量が「基準値」

当該建物の「設計値」が基準値を下回れば 一次エネルギー消費量等級 4

H21事業主基準で1次エネ規制が導入 H24低炭素基準・H25省エネ基準→2016年建築物省エネ法

建物の断熱性能

建築物省エネ法1次エネ等級4

省エネ性能

1次エネ基準値

旧基準 (1980)

新基準 (1992)



次世代基準 (1999)

断熱のみ規定・設備効率不問・任意

断熱等級2

断熱等級3

断熱等級4

ZEH標準外皮 断熱等級5?

ZEHステップアップ外皮 断熱等級 6 ?

電気とそれ以外の燃料を

比較するために

建物の設計エネルギー消費量 < 基準値 とするのが一次エネ基準

一次エネルギー消費性能:BEI

出展:国土交诵省

共和条件 地域区分 医面扁羊 「1次エネ」を使う 暖冷房エネルギー消費量 暖冷居エネルギー消費量 省工工事进步批准 負荷の削減 設備の効率化 外皮の動物化
・日射の遮蔽・情雨
・満国利雨
・軽体端解
・ 鉄交換換気の採用 換気エネルギー消費量 換気エネルギー消費量 OIL 照明エネルギー消費量 照明エネルギー消費量 · 請用 · 問題物語 ガス・石油はそのまま ・前導型協員の採用・治療の船等化・太陽鉄造水器の設置 給湯エネルギー消費量 給湯エネルギー消費量 家電等は 家電等エネルギー消費量 家電等エネルギー消費量 **新工学手法を表慮しない** 1999年制定の断熱等級4に エネルギー利用効率化設備 による一次エネルギー消費量 2000年頃の標準設備を設置した場合の エネルギーの創出 電気は発電所で の削減量 1次エネルギー消費量が「基準値」 燃やした燃料熱量換算 コジェネレーション設備によ 基準一次エネルギー消費量 設計一次エネルギー消費量 る発電量も含む H28年4月時点で現に存する住宅 義務基準(適合義務・説明義務・届出義務等) BEI 1.0 の場合:1.1 H28年4月時点で現に存する住宅 BEI 0.9 (義務基準 10%) 誘導基準 (性能向上計画認定)

設計一次エネルギー消費量

改正建築物省エネ法の概要

その他一次エネルギー消費量は除く 基準一次エネルギー消費量 (上図における「家電等エネルギー消費量 Em」のこと)

の場合:1.0

断熱と一次エネ基準の両方を満たしていれば「省エネ基準適合」

出展:国土交通省 改正建築物省エネ法の概要

省エネ基準・誘導基準・トップランナー基準の水準(住宅)

	省工不基準 (届出業務制度、 説明義務制度)	誘導基準 (性調向上計画 認定制度)	トップランナー基準 (在宅約7°524-制度)			
一次工ネ基準 BEI	新築 1.0 既存*1,1	新築 0.9 既存*1.0	建売戸建住宅(2020年度~) 0.85 注文戸建住宅(2024年度~) 0.8 (たたし、経産大臣・国交大臣が定める年度以降 0.75) 賃貸アパート(2024年度~) 0.9			
外皮基準 Ua. Nac			適用 なし			

^{*} 平成28年4月1日に現に存する建築物の部分

外皮性能の基準値

U_A M_{AC}が、「地域の区分」に 応じた基準値以下になること

駒域の区分		Ť	2	3	4	5	6	7.	8
住戸単位で 基準への適否を 判断する場合 (戸建住宅・共同住宅等)	外皮平均熱實流率 (U,值) [W/mK]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	-
	治房期の平均日射熱取得率 (n _{ec} 值)					3.0	2.8	2.7	6.7%
住様単位で 想挙への適否を 判断する場合 (共同住宅等)	住棟単位外皮平均勢貴流率 (U,值) [W/mK]	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1-3
	住機単位冷陽關平均日射熱散費率 (neta)		-			1.5	1.4	1.3	2.8

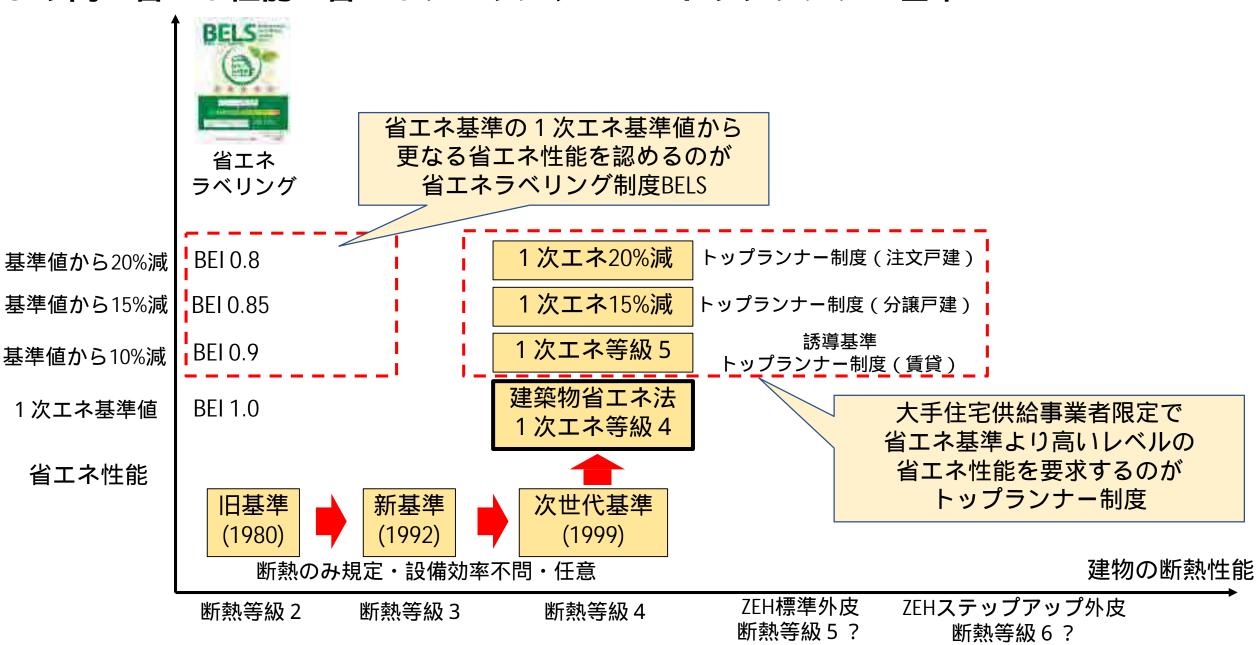
※ 令和2年4月より。3.2 → 6.7に見直し

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)



※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

出展:国土交通省 改正建築物省エネ法の概要



注文戸建ばかりが注目されるが、建売戸建や賃貸も重要!

注文戸確で

- ●建築物省エネ法で2021年から省エネ性能の 説明萎藉制度がスタート
- ●年間300戸以上を販売する注文戸建て事業 者が住宅トップランナー制度に追加された (19年11月施行)。一次エネルギー消費量 は基準値から25%削減(当面は20%削減) することが求められる

自由な設計ができる分、コストは高め。エネ ルギー需要が少なく、外皮や設備の仕様、太 福光発電の採用は建て主が決められるので、 エネルギー自立は容易

分譲マンション

• 建築物省エネ法で 届け出義務あり



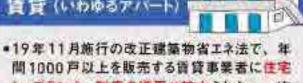
立地が最優先され、省エネは軽視されがち。 太陽光発電の設置も困難。2018年度からの ゼロエネマンション「ZEH-M」も普及はこ れから

KIR EIN 値で売り戸値で

年間150戸以上を販売する住宅事業者は、 住宅トップランナー制度の対象(14年から)。 一次エネルギー消費量の基準値から1D%削減 することが求められている。20年以降。制 減率は15%に引き上げられる見込みだ

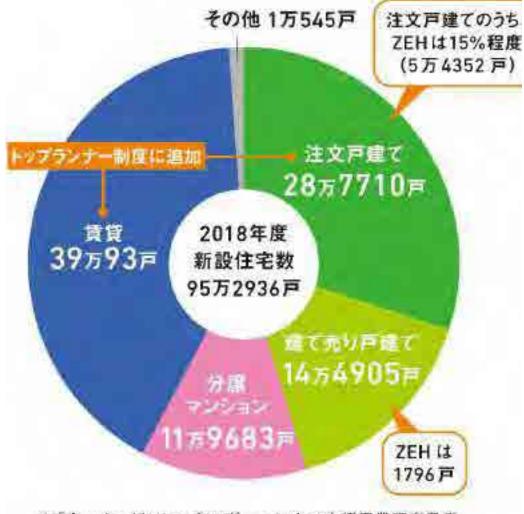
土地付きで購入できる。購入前に現物を確認 できる。売価を抑えるためのコストダウンで 性能が犠牲になりやすい

賃貸(いわゆるアバート)



トップランナー制度の適用が拡大された。一次 エネルギー演費量の基準値から10%削減する ことが求められる

多くのオーナー (大家) の目的は「安く建て て高く着す」なので、低品質になりがち。プ ロバンガス単価も不透明で高額

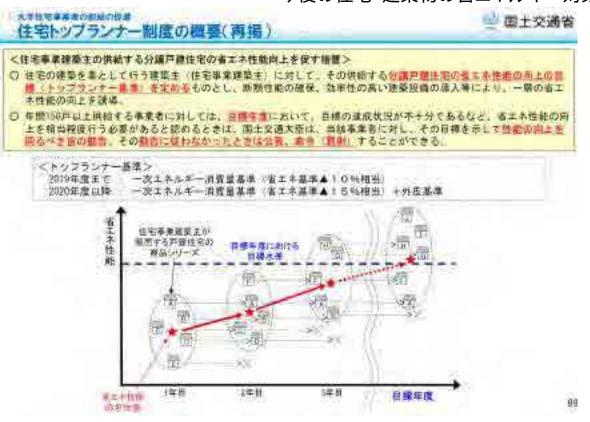


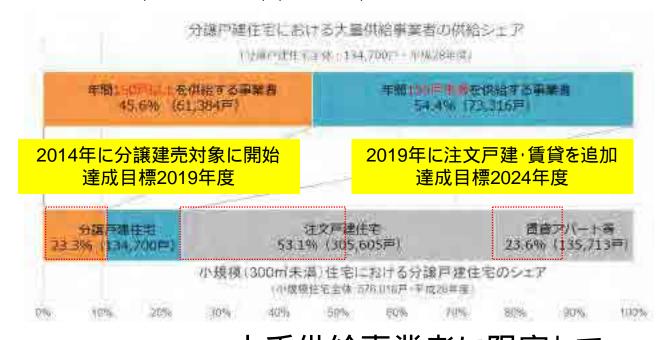
※「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業調査発表 会2019』の「持家」を注文戸建て、「分譲(一戸建て)」 を建て売り戸建て、「分譲(マンション)」を分譲マンショ ンに読み替えて集計。ZEHにはNearly ZEHを含む

エコハウスのウソ 2 P143

トップランナー基準は大手事業者に対して省エネ基準以上の省エネを要求

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について (第二次報告案) (参考資料)





大手供給事業者に限定して (棟数の半分程度) 一次エネ等級4より高いレベルの 省エネ性能を求めている

> 分譲戸建 10%減 15%減 注文戸建 20%減 賃貸 10%減

ZEH表示はじまります

平成29年4月から、ZEH の基準を満たした住宅には 「ZEHマーク」を表示することができます。

ZEHの基準を満たした住宅であることを、シールやプレートなどでアピールできます。



図1 BELS評価ラベル

B

F1771511 F177-335

表1 BELSにおける一次エネルギー消費量の評価

BELSWE	省エネ語準からの削減率 (再生可数エスルギーを含む)	一次エネルギー 消費量等級	通台する住宅"	
***	20%		ZEH Naarly ZEH Voz本相当	
拉拉拉拉	15%	等級 5		
存价的	1096		フラット363(会称Aブラン 認定低資素住宅 性能向上計画物定住宅	
ជាជា	0.96 (董王子基準)	等級4	7070年産会義務化水理 既存住宅のみ	
sk	-10% (既存省:(本基準)	等級 1		

全記載の住宅については一次エネルギー消費量のほかに適だすべき活型があります

Z E Hとは (ZEHの定義1)

ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅



究極のエコハウス? ゼロエネルギー住宅

オールシーズン ゼロエネ

通年で差し引き ゼロエネ



BEI 0.85

BEI 0.9

BEI 1.0

省エネ基準より高い 断熱性能×省エネ性能 そして太陽光発電により ゼロエネを達成するのがZEH

ネットゼロエネ ZEH

ZEH Ready

+ 太陽光発電

ネットゼロエネ ZEH +

+ 太陽光発電

ZEH Ready



建物の断熱性能

基準値から25%減

基準値から20%減

基準値から15%減

基準値から10%減

1次エネ基準値

省エネ性能

BEI 0.8 1 次エネ20%減

1 次エネ15%減

1次エネ等級5

建築物省エネ法1次エネ等級4

旧基準 (1980)

新基準 (1992)



次世代基準 (1999)

断熱のみ規定・設備効率不問・任意

断熱等級2

断熱等級3

断熱等級4

ZEH標準外皮 断熱等級5? ZEHステップアップ外皮 断熱等級 6 ?

省エネ基準より高断熱+省エネ性能 → 太陽光発電を載せてZEHへ

「低レベル・期限なし」の政策では脱炭素化と健康・快適な暮らしは実現できない

注文戸建

現状

省エネ基準の説明義務化 トップランナー制度大手住宅事業者限定 1次エネ20%減 断熱等級4 ZEH普及率25%

分譲戸建



トップランナー制度大手限定 2024年目標 1次エネ15%減 断熱等級4 ZEH普及率1%以下

分讓共同

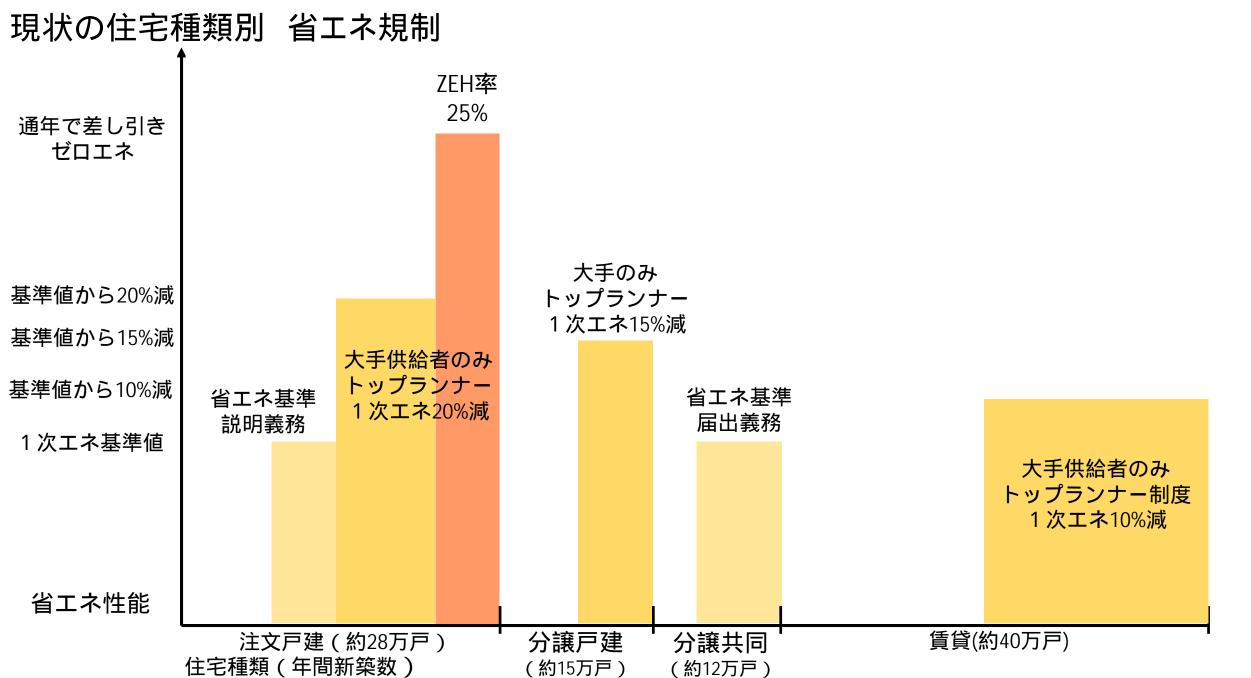


省エネ基準の届出義務化 ZEH-Mは始まったばかり

賃貸



トップランナー制度大手限定 2024年目標 1次エネ10%減 断熱等級4 ZEH普及率ほぼゼロ





2021年度から 建築士は省エネ計算をして 施主に省エネ基準適合を すすめなければならない?

基準値から20%減

基準値から15%減

基準値から10%減

1次エネ基準値

省エネ性能

BEI 0.8

BEI 0.85

BEI 0.9

BFI 1.0

旧基準 (1980) 新基準 (1992)

断熱のみ規定・設備効率不問・任意

1次エネ20%減

1次エネ15%減

1次エネ等級5

建築物省エネ法1次エネ等級4

次世代基準 (1999)

(1777)

トップランナー制度(注文戸建)

トップランナー制度(分譲戸建)

誘導基準 トップランナー制度(賃貸)



一次エネ等級4と断熱等級4の両方をクリアすれば 省エネ基準適合!

1999年制定の断熱等級4に 2012(?)年頃の標準設備を設置した場合の 省エネ性能が一次エネ等級4

建物の断熱性能

断熱等級2

断熱等級3

断熱等級4

ZEH標準外皮 断熱等級5? ZEHステップアップ外皮 断熱等級 6 ?

省エネ規制の何が問題か?

問題1:目標のレベルが非常に低い

1999年の断熱等級 4 (単板ガラス·アルミ枠)

2012年(?)頃の標準設備 (実質は2000年頃?)

現行の 省エネ基準



現状の市場ではすでにマイナー!

問題2:普及のタイムリミットの設定なし

説明義務化では 基準未達の家が残る

トップランナーでは 中小住宅供給者は野放し





適合義務化の期限は未設定!

適合義務

外皮性能・一次エネを計算して 省エネ基準に適合しなければ建てられない!

届出義務

外皮性能・一次エネを計算して届出までが義務 省エネ基準に適合する必要はない (あまりひどいと指導が入るかも)

表示義務

省エネ計算して表示・購入に参考にしてもらう省エネ基準の適合・届出は必要なし!

説明義務

省エネ法を説明して基準適合を勧める(?)義務 省エネ計算は必要(?)だが適合義務なし

努力義務

計算・クリア・届出 一切必要なし!



当初は2020年度に 全ての建築物で 適合義務化の予定



大規模・中規模の 住宅は 届出義務のままに







小規模住宅は 2021年度に 説明義務化止まり



←いままではこれ

省エネ基準の適合義務化が必要ない(とされる)理由のウソとホント

- 省エネすると家が高くなり、施主に負担となる?
 - →すでに高断熱な窓や断熱が普及しており、省エネ基準レベルの断熱は実質ゼロコスト
- 省エネ基準の適合率が6割程度と低いから適合義務化は不可能?
 - →すでに省エネ基準レベルは一般的であり、設計者が省エネ計算ができないのが主因
- 断熱・省エネ性能の計算が大変?
 - →モデル住宅法など簡易な評価方法が用意されているのでノープロブレム
- 「説明義務化」や「トップランナー制度」で住宅の省エネは十分?
 - →取り残される人が出ないため、適合義務化が必要
 - →現状でほぼクリアしている程度の低レベルなので実効性が低い
 - →省エネ効果の試算は根拠不十分 おそら〈値は水増しされている
 - →ZEH対応が遅れている 国交省担当の工務店はZEH実績が目標の1/4!
- 一般消費者は断熱や省エネに興味がない?
 - →だからこそ住んだ後に後悔しないよう省エネ義務化が必要 新築時こそコスパ良!
- 戸建住宅は数が多く規制の効率が悪い?
 - →戸建の棟数が多いのは事実 規制手続き増大への対応は必要

省エネ基準適合のための断熱・省エネには追加コストがかかるのか?

建物の断熱性

断熱等級 2 断熱等級 3 断熱等級 4

設備効率 1 次エネ等級

1次エネ基準値

基準値から10%減

基準値から15%減

基準値から20%減

旧基準 (1980)

BEI 1.0

BEI 0.9

BFI 0.85

BEI 0.8

BELS

新基準 (1992)



次世代基準 (1999)

断熱のみ規定・設備効率不問・任意



建築物省エネ法1次エネ等級4

1次エネ等級5

誘導基準・トップランナー(賃貸)

1次エネ15%減

トップランナー制度(建売戸建)

1次エネ20%減

トップランナー制度(注文戸建)

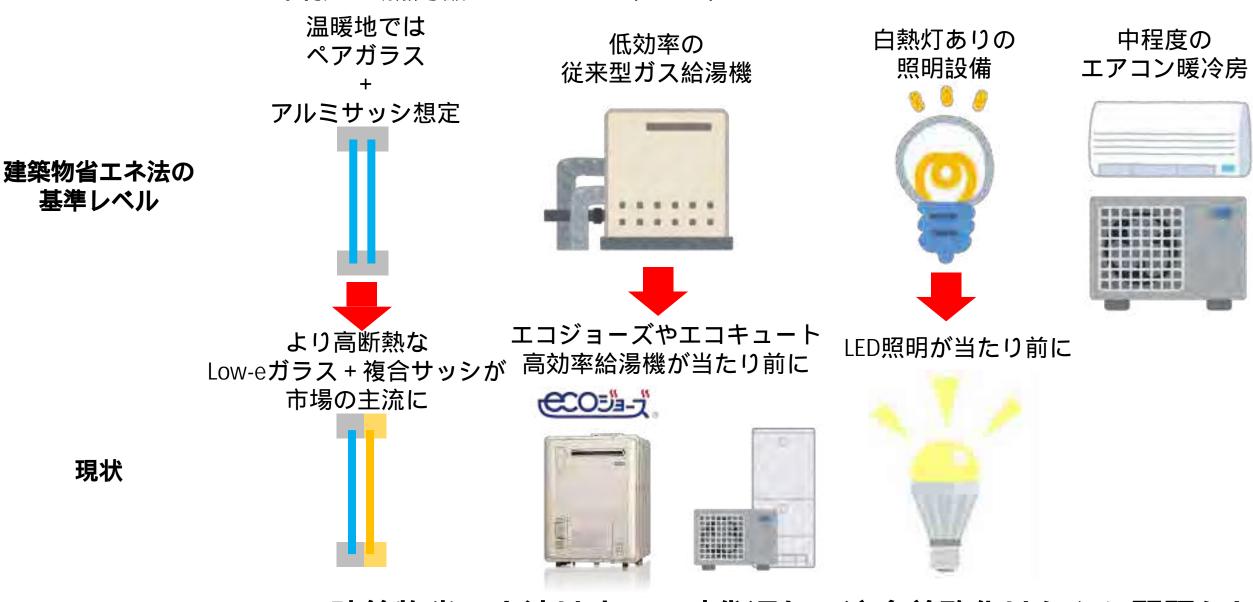
ZEHでは 1 次エネ30%以上削減が すでに普通 建築物省エネ法の

断熱等級4とエネルギー等級4を満たしていれば「省エネ基準適合」

省エネ基準を

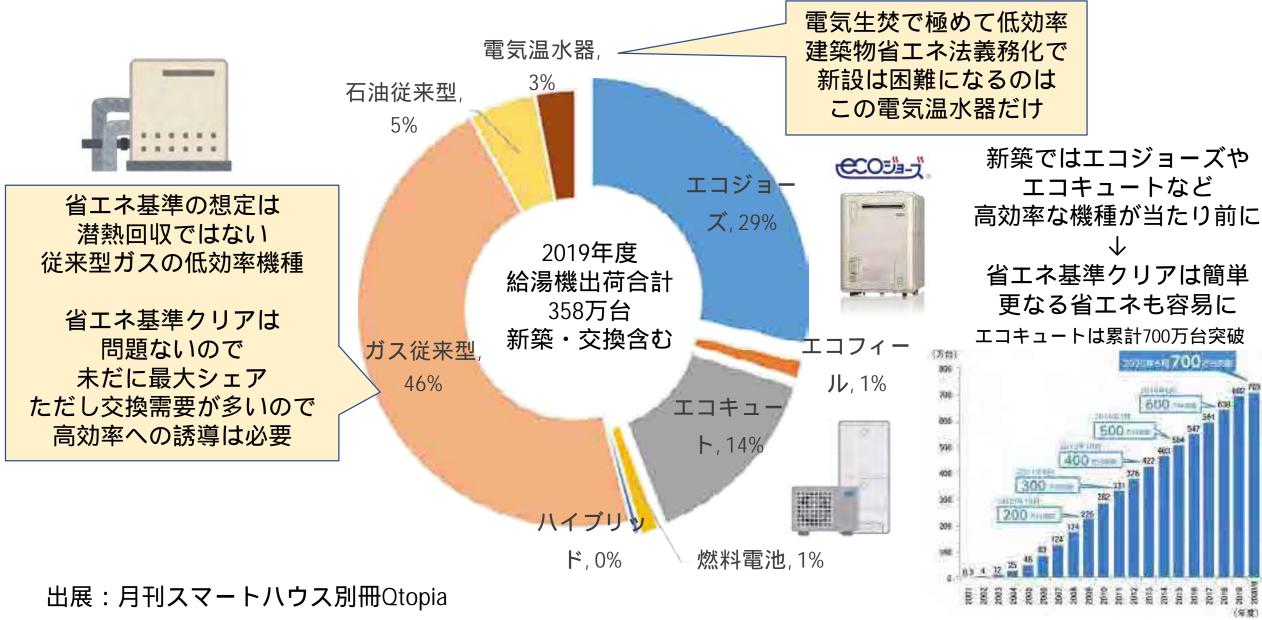
大規模・中規模住宅では「届出義務」 小規模住宅は2021年から「説明義務化」

2012年(2000年)の標準設備 1999年制定の断熱等級4



建築物省エネ法はすでに時代遅れ 適合義務化はなんら問題なし

エネルギー消費が大きい給湯機も高効率機種がすでに主流



高効率給湯機の普及で基準レベルの省エネは非常に容易である!

窓や壁の高性能化が進捗 省エネ基準の断熱はすでに時代遅れ

住宅ストックの 省エネ基準 現状ですでに 説明義務化は ほとんどは 実質無断熱 22年前の水準 窓・壁が主流 断熱等級2 断熱等級3 断熱等級4 現状の主流 1980年策定 1992年策定 1999年策定 単板ガラス 単板ガラス ペアガラス Low-eペア アルミサッシ アルミサッシ アルミサッシ アルミサッシ

グラスウール

75mm

グラスウール

105mm

グラスウール

50mm

温暖地で 標準的な 壁断熱

グラスウール

35mm

温暖地で

標準的な

窓

「断熱はペイしない」とされる理由のウソ・ホント

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について 第二次報告案 【省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定 した場合の期間】

一定のモデルロのもと省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収すると仮定した場合の期間は、表4のとおりとなっており、中規模建築物(住宅以外)は10年と比較的短期間である一方で、住宅及び小規模建築物(住宅以外)は比較的長期間となっている。

(表4)省エネ基準への適合のための追加コストを光熱費の低減により回収する と仮定した場合の期間¹¹

		大規模	中規模	小規模
住宅	単板ガラスを想定	20年~23年	17年~19年	35年~担年
	腹胎ガラスを想定	10年~11年	10年~12年	22年~30年
建築物 (住宅以外)		8年	10年	14年

建築物省エネ法が想定する暖冷房使用は「超控えめ」!



比較対象が悪すぎる

いまどき単板ガラスの新築はほとんどない

断熱のコストを過大評価

高性能建材の 低廉化を無視している

想定する暖房使用がごく控えめ

断熱による暖房費削減効果が過少評価 健康・快適な室内環境を 確保するには全く不十分

健康・快適な暮らしを前提とすれば、高断熱化は短期間にペイする賢い投資である!

健康快適のための全館24時間空調が普及 高断熱の恩恵はさらに大きく!



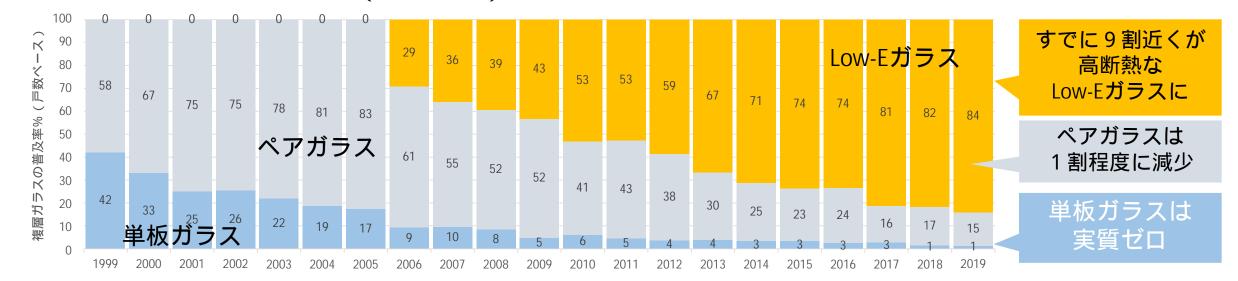






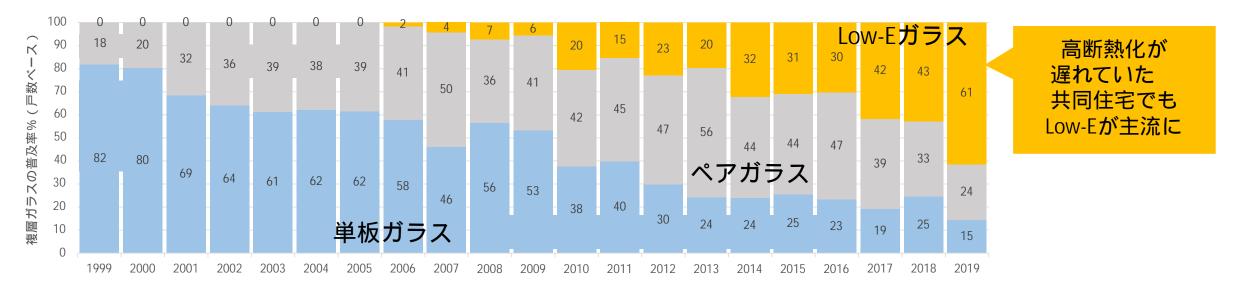
住宅用の窓ガラスは急速に高断熱化が進んでいる

新築一戸建住宅用ガラスの出荷シェア(戸数ベース)



新築共同住宅用ガラスの出荷シェア (棟数ベース)集合住宅

出展:日本板硝子協会統計



ペアガラス想定の断熱等級4はすでに時代遅れ すでに高断熱なLow-Eガラスが大半に

省エネ基準レベルの断熱にかかる追加コストは実質ゼロ! 適合義務化は問題なし!



開口部メーカー 営業

すでに窓は省エネ基準の求める断熱等級4をクリアしている

新築の開口部は樹脂窓+アルミ樹脂複合窓の出荷構成が現状約70%あり、また、新築のLOW-E化率が9割に達している点などから、省エネ基準 断熱等級4の義務化はまった〈問題ないと考えます。

断熱改修も視野に、断熱性能の義務化が必要

省エネ基準義務化を回避した要因のひとつとされる断熱強化による追加費用ですが、<u>開口部においては、物理的な追加金額は、ほとんどの物件で発生しない</u>と推測します。 むしろ、課題であるストック住宅の断熱改修(特に第一歩となる開口部断熱改修)の機会を増加させる為にも、改めて義務化の必要性を感じます。



断熱材メーカー 営業

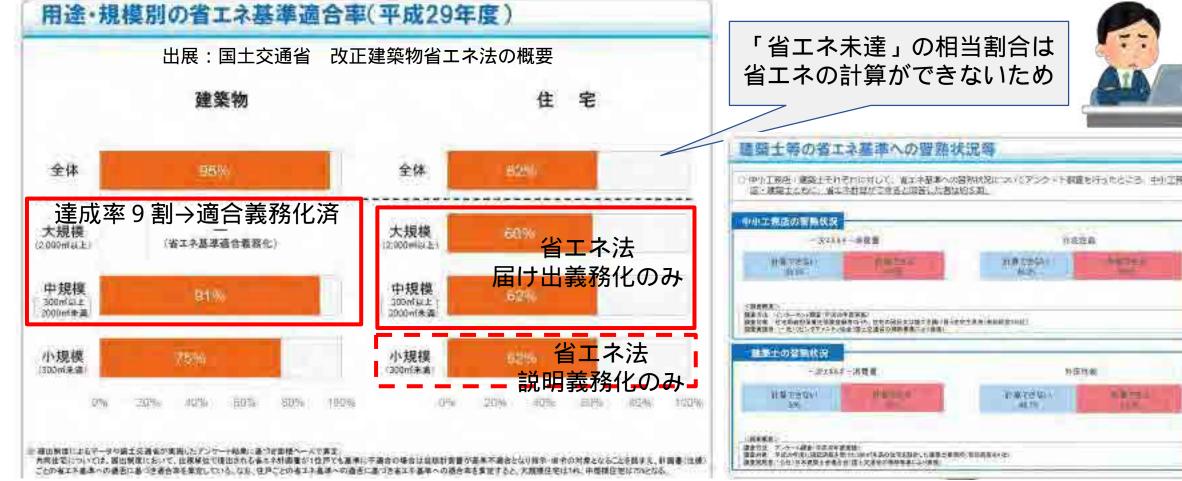
説明義務化では不十分 適合義務化が必要

施主の断熱化の意識・興味の問題で、断熱レベルは建てる側が主導権を握っている。意識の低い工務店は売値が上がらないよう工夫をするときに断熱にお金をかけない。説明義務化でこのような現象が無くなることを期待するが、<u>やはり省エネ基準レベルは適合義務化するしかない</u>のではないでしょうか?

工法の進歩で気密の確保は容易になっている

開口部の気密性が良くなっていること、剛床(根太レス)が増えていること、躯体の外側に合板などの面材を張る方が増えていることで気密性は上昇しています。H11基準がかつて要求していた気密性能 C値5のレベルは今では大半の住宅が達しているレベルではないかと思います。まあ今ではこのレベルを気密とは呼ばないかもしれませんが・・・。

住宅の基準達成率が低い(→適合義務化できない)とされるわけ



建築物(非住宅)の省エネ基準達成率が高い理由

元々の要求レベルが低い(基準エネが大きい) 専門の設計者がいるので省エネ計算が可能 →達成率が高いので適合義務化したが実効性は低い 住宅の省エネ基準達成率が低い理由

R表定真

外在四個

計画ではない。

省エネ計算ができない設計者が多い 高断熱建材・高効率設備がすでに普及済 →計算すれば省エネ計算を達成している可能性大

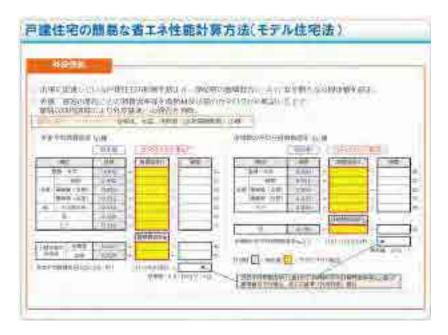
住宅でも省エネ計算すれば大概達成のはず

低レベルを義務化しても効果は限定的

断熱・省エネ計算の簡易的な方法が様々に用意されている

国交省 省エネ性能に係る基準と計算方法



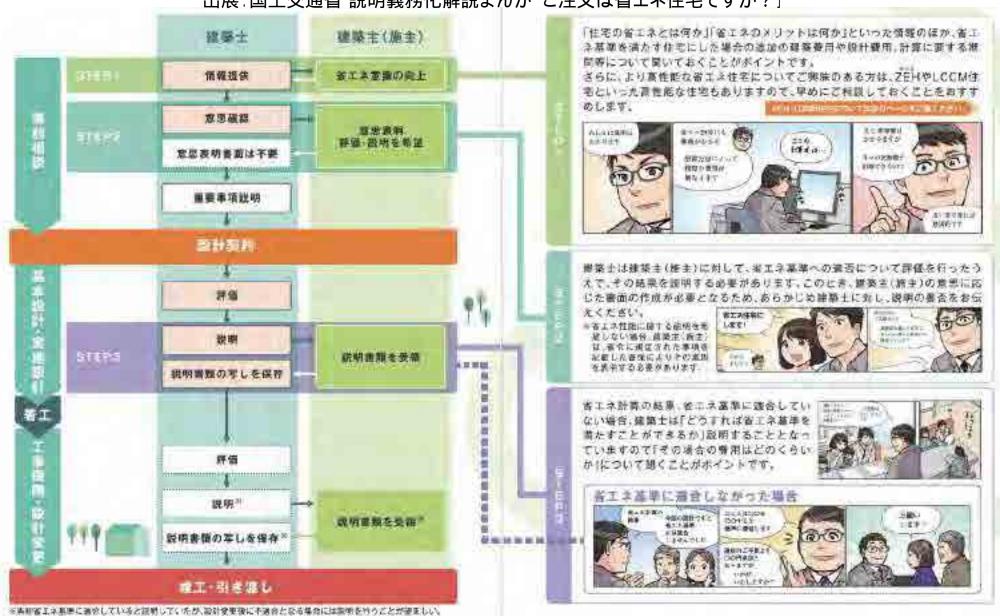




モデル住宅法であれば計算の手間はごくわずか 誰でも断熱・省エネ評価が容易に

説明義務化で省エネ住宅は増えるのか?

出展:国土交通省 説明義務化解説まんが「ご注文は省エネ住宅ですか?」



めんどくさいだけの 省エネ説明とか 評価なんて 誰が真面目に やるかよ!



マンガのように一般の建築士がお施主さんに省エネを熱心に勧める保証はどこにもない!

省エネの説明・評価はパスできる! 基準を満たさない家も建てられる!

令和3年4月から始まります!

建築土から建築主への 省エネ性能の説明義務制度



(説明義務制度の概要)

対象 : 300㎡未満の原則全ての住宅・非住宅(戸建住宅や小規模店舗等が対象)

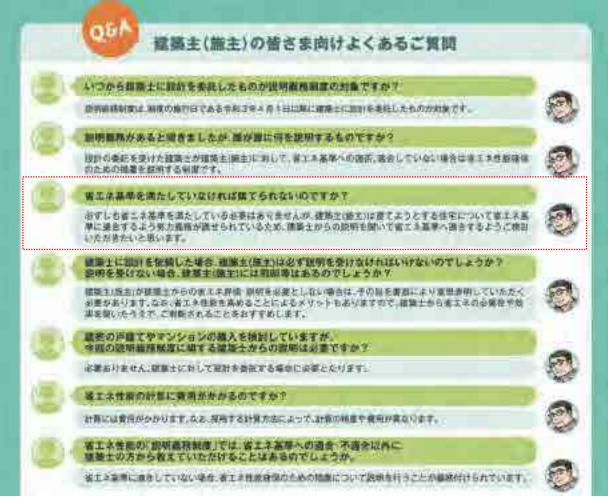
説明者 : 諸築士が建築主に説明 説明内容: ①省エネ基準への適否

②(省エネ基準に避合しない場合)省エネ性能確保のための措置

いえ マンションやか延戸総比定の個人時で報貸任等の関係時において、折り玉や命企事業者に対して表開されるものではありません

脱卵方法: 唐面

・3 表明に向いる者間については、練塾士事務思の様の記書に重ねされるラミアす。

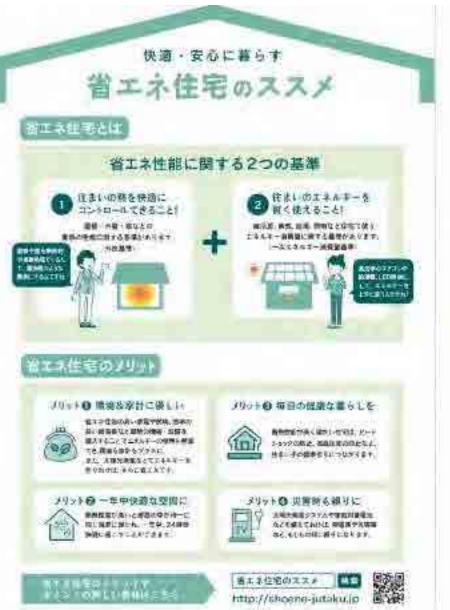


説明義務化なんて名ばかりさ! お施主さんに希望しないって 一筆書いてもらえばいいんだからな!



説明義務化の説明パンフレットに「評価・説明を希望しない」サインをもらえばバッチリ!?

出展:省エネ性能の説明に用いる様式





国が余計な制度を作りまして・・・ 時間がムダになる説明とか お金がムダになる省エネ評価とか まさか希望されませんよね?



どうでもいい説明とか 余計なお金がかかる評価なら やってもらわなくていいわ

お施主さんを丸め込んで 「評価も説明もいらない」 ってサインさせちゃえば 省エネ基準なんて 守らな〈ていいのさ!



国交省も説明義務化で適合率が大きく改善するとは考えていない!

国土交通省 第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた 新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量の達成見込みについて

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について (第二次報告案)(参考資料)

ii 2017 年度~2030 年度

- 2013 年度から 2016 年度における各基準菌合率の平均の上昇率で推移。
- □ 加えて、第二次報告案に盛り込まれた対策を適確に推進することにより。2020 年度+2021年度より、以下のとおり、対策の効果が発現すると想定。

(1)省エネ基準適合率の向上

(大規模・中規模 (300 m以上) の住宅) 別紙 1参照

- ・所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査 機関の活用)し、省エネ基準に不適合な物件に対する監督体制を強化すること で、不適合物件に対して所管行政庁が届出制度に基づく指示等を行うことに より、不適合物件のうち43%をが省エネ基準に適合。
- ※ 不満計算件に対して機関的に指示が行っている所有10級庁と、主こ指示が行っていない研修行政庁における 適合中の絶をしたに算む。計算が実施から5年で全ての研修行政権がを行うようになることを想定。

(小規模 (300 m未満) の住宅) 別紙 2 参照

- ・建築上に対して建築主に省エネ基準への適否等の説明を義務付ける制度を創 設し、建築主の行動変容を促すことにより、省エネ基準に不適合な物件のうち 29%*が省ニネ基準に適合。
- ② 住宅購入を検討して(あ者外に対するてンター) 側直(Bit (日上交通者) の結集をもとに幕定

(2) トゥプランナー基準適合率の向上 別紙3参照

- ・狂文戸建や賃貸アパートを大量に供給する大手事業者を住宅 トップランナ制度の 対象に追加することにより、対策の実施から5年で大手事業者の供給する注 文戸建住宅や賃貸アパートの96%がトップラント基準に適合。
 - 帝 現行で行党| カナ 制化 (連定で単位でを大幅に)時にする大学住宅事業者を対象) の安値館



説明義務化で不適合物件のうちたった29%が省エネ適合になると予想

有識者からのご提言(工務店向けメディアの立場から、新築注文住宅の省エネについて)



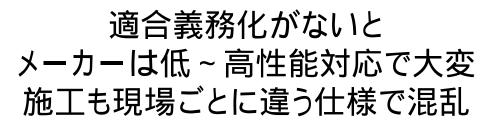
三浦祐成様 新建新聞社社長 工務店向け業界紙 「新建ハウジング」 発行人

- ◆ 法的根拠のある規制がない限り、住宅事業者の省エネ・気候変動対応は「ビジネスベース」の判断となる
- このため、省エネ・気候変動対策を差異化(もしくは事業の基本姿勢)と位置付けて取り組む事業者の対応は進んだが、 それ以外の事業者はコストと顧客の要望、自社の技術レベル、仕様・施工のスイッチングコスト、そして自社エリアの気候・需要とのバランスをビジネスベースで推し量って落とし所を見つけるため、省エネ・気候変動対策へのモチベーションは概して低く、現行の誘導施策ではそれを覆すには力不足に見える
- 住宅産業は現場のある事業。この現場を担う職人は、高齢化もあり、新しい技術習得のモチベーションは総じて低い。このため住宅産業では現場の技術革新が進まず、低生産性の一因となっている。そして省エネ化に伴う現場の変化への抵抗も大きい。そうした抵抗の声が省庁のヒアリング時に反映されがちで、省庁も規制に踏み切りにくい面がある
- これらの課題の解決 = 省エネ・気候変動対策を加速すると同時に、それによる生活者のベネフィット向上と健康リスク低減を図り、さらに業界・現場の体質改善を進め生産性向上と働き方改革を実現するには、法的根拠のある規制化が必要だと考える。一時的な混乱や痛み(対応できない事業者・職人の退場等)は生じるが、規制強化による業界活性化やビジネス機会の広がり、現場の技術革新によってこれらは吸収できると考える。日本の職人はやればできる
- 規制については、<u>省エネ基準適合義務化から行うのがスムース</u>だが、<u>長期優良住宅とZEHの義務化までは視野に入れて</u>検 討したい。個人的には、この両者の義務化もロードマップに載せて段階的強化を図るのが適切だと考える
- 規制強化を打ち出すタイミングとしては、欧米が「グリーンリカバリー」を掲げ、菅首相が「グリーン」重視を施政方針演説で打ち出しトップダウンで規制強化しやすい空気にあり、生活者がステイホームと「住宅系YouTuber」の発信によって住宅の温熱環境性能の重要性に気づき生活者側からの改善ニーズも高まっている2021年度中が最適だと考える
- 省エネ・気候変動対策だけでなく、四号特例廃止や耐震基準の引き上げについても同様に規制強化が必要ではないか

省エネ基準の適合義務化は必須 長期優良やZEHの義務化も視野に段階的強化を!

なぜ「説明義務化」ではなく「適合義務化」が必要なのか?

説明義務化では 省エネ基準を満たさない家を 建てられてしまう 断熱や太陽光発電は 後から載せようとすると お金がかかる

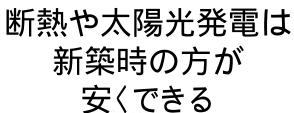




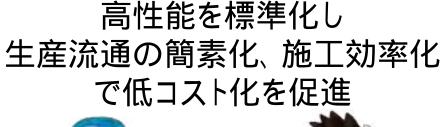




家を買うときには気づかない だけど後で 後悔する人がでないように













トップランナー基準で分譲戸建・注文戸建・賃貸の省エネは進むか?

建物の断熱性

断熱等級 2 断熱等級 3

断熱等級4

設備効率 1次エネ等級

1 次エネ基準値 BEI 1.0

基準値から10%減

基準値から15%減

基準値から20%減



BEI 0.9

BFI 0.85

BEI 0.8

BELS

新基準 (1992)



次世代基準 (1999)

断熱のみ規定・設備効率不問・任意



建築物省エネ法1次エネ等級4

1次エネ等級5

誘導基準・トップランナー(賃貸)

1次エネ15%減

トップランナー制度(分譲戸建)

1次エネ20%減

トップランナー制度(注文戸建)

ZEHでは 1次エネ30%以上削減が すでに普通 建築物省エネ法の 断熱等級4とエネルギー等級4を 満たしていれば「省エネ基準適合」

> トップランナー制度では 大手供給事業者限定で 省エネ基準より高いレベルの 省エネ性能を要求

大手事業者専用のトップランナー基準は有効か?

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について (第二次報告案)(参考資料)

